

事 務 連 絡
平成20年 8 月 4 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

メキシコ産とうがらしの取扱いについて

米国におけるサルモネラ症の頻発事例については、平成20年7月18日付け事務連絡によりお知らせしているところです。

今般、米国FDAの調査により、米国産とうがらしは一連の食中毒事例と関連がないと判断されるとともに、メキシコ産とうがらし及びとうがらし農地の農業用水から、一連の食中毒事例と同一遺伝子型のサルモネラ属菌が検出されたことから、メキシコ産生鮮とうがらし（jalapeno 種及び serrano 種）及びそれを含む食品については、摂食を避けるよう注意喚起されているところです（ただし、缶詰、酢漬け及び加熱調理されたものは除かれています）。

については、メキシコ産生鮮とうがらし（jalapeno 種及び serrano 種）及びそれを含む食品（ただし、缶詰、酢漬け及び加熱調理されたものを除く。）の輸入届出がなされた場合は、輸入者に対し、加熱加工用として使用するよう指導方お願いします。

なお、平成20年7月18日付け事務連絡は廃止します。